

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定公園施設の設置基準（第2条の2 - 第2条の7）

第3章 有料施設等の使用（第3条 - 第8条）

第4章 工作物等の保管等（第8条の2 - 第8条の5）

第5章 行為の許可、公園施設の設置許可等の申請書等の様式（第9条）

第6章 使用料（第10条 - 第13条）

第7章 雑則（第14条・第15条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 特定公園施設の設置基準

（園路及び広場の設置に係る基準）

第2条の2 条例第3条の6第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとすること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ウ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

（屋根付広場の設置に係る基準）

第2条の3 条例第3条の7第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 出入口には、次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 出入口に地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

（休憩所及び管理事務所の設置に係る基準）

第2条の4 条例第3条の8第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 出入口には、次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 出入口に地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

（野外劇場及び野外音楽堂の設置に係る基準）

第2条の5 条例第3条の9第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 条例第3条の9第1号に規定する通路は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

2 条例第3条の9第2号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースとして規則で定める基準に適合するものは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 幅が90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いすを使用する者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 条例第3条の9第2号の規則で定める数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200以下の場合 当該収容定員に50分の1を乗じて得た数

(2) 野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200を超える場合 100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

( 駐車場の設置に係る基準 )

第2条の6 条例第3条の10に規定する車いす使用者が円滑に利用することができる駐車場施設(以下「車いす使用者用駐車場施設」という。)として規則で定める基準に適合するものは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 幅が、350センチメートル以上であること。

(2) 車いす使用者用駐車場施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車場施設が設けられていることが表示されていること。

2 条例第3条の10の規則で定める数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数

(2) 当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合 100分の1を乗じて得た数に2を加え

## た数

### (便所の設置に係る基準)

第2条の7 条例第3条の11第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(2) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 条例第3条の11第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅は、80センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(3) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ウ) 当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識が設けられていること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、幅は、80センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

## 第3章 有料施設等の使用

### (有料施設の使用の申請等)

第3条 有料施設の使用に係る条例第7条に規定する市長(条例第25条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者とする。以下この項において同じ。)の許可(以下「有料施設の使用許可」という。)を受けようとするものは、別表に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ施設情報システムに係る電子計算組織(以下「予約システム」という。)を利用して有料施設を使用する場合は、予約システムに有料施設の使用許可申請内容が記録されたことをもって、前項の申請がなされ、有料施設の使用許可があったものとする。

### (有料施設の使用許可申請書の様式)

第4条 前条第1項の規定により次の各号に掲げる有料施設の専用使用の許可を申請しよ

うとするものは、岸和田市都市公園有料施設使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

（1）中央公園のスポーツ広場、テニスコート、講習室又は多目的室

（2）南公園の小体育館又は会議室

（3）浜工業公園の球技広場1、球技広場2、テニスコート、トレーニング室、集会室又は会議室

（使用許可の特例）

第5条 中央公園プールの個人使用については、入場券の交付をもって有料施設の使用許可があったものとする。

第6条 削除

（附属設備、備品等の使用方法）

第7条 条例別表第4に定めるもののうち、次の各号に掲げる有料施設の附属設備、備品等の使用法は、当該各号に定めるところによる。

（1）冷暖房設備（中央公園の講習室若しくは多目的室又は浜工業公園の集会室若しくは会議室に設置するもの）又はマイクロホン設備 施設の使用許可の申請と同時に申請し、使用料を納付する。

（2）ロッカー（中央公園プール又は浜工業公園管理棟に設置するもの） 使用料をロッカーに投入することにより使用する。

（特別の設備の設置許可の申請）

第8条 条例第11条第1項ただし書の規定により有料施設の使用に関し特別の設備を設けるため市長の許可を受けようとするものは、岸和田市都市公園有料施設内特別設備設置許可申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

#### 第4章 工作物等の保管等

（工作物等を保管した場合の公示の場所等）

第8条の2 条例第16条の3第1項及び第3項の規則で定める場所は、岸和田市役所建設部公園街路課とする。

2 条例第16条の3第3項の規則で定める保管工作物等一覧簿の様式は、様式第3号の2に規定するとおりとする。

（保管した工作物等を売却する場合の手續）

第8条の3 条例第16条の5の規則で定める保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第8条の4 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

（1）当該競争入札の執行の日時及び場所

（2）契約条項の概要

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、やむを得ない理由があるときを除き、3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は形状、数量その他前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約により保管した工作物等を売却しようとする

るときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

( 工作物等を返還する場合の受領書の様式 )

第8条の5 条例第16条の6の規則で定める受領書の様式は、様式第3号の3に規定するとおりとする。

#### 第5章 行為の許可、公園施設の設置許可等の申請書等の様式

( 申請書及び届出書の様式 )

第9条 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び条例の規定による次の各号に掲げる申請書及び届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第4条第2項に規定する申請書 様式第4号
- (2) 条例第14条第1項第1号に規定する申請書 様式第5号
- (3) 条例第14条第1項第2号に規定する申請書 様式第6号
- (4) 条例第14条第1項第3号に規定する申請書 様式第7号
- (5) 条例第14条第2項に規定する申請書 様式第8号
- (6) 条例第17条第1号に規定する届出書 様式第9号
- (7) 条例第17条第2号及び第3号に規定する届出書 様式第10号
- (8) 条例第17条第4号に規定する届出書 様式第11号
- (9) 条例第17条第5号に規定する届出書 様式第12号

#### 第6章 使用料

( 預金口座振替による使用料の後納 )

第10条 条例第20条ただし書の規定により、預金口座振替等によって有料施設の使用料を後納できる場合は、予約システムに利用者として登録されているものが予約システムを利用して有料施設を使用する場合に限るものとする。

( 使用料の還付 )

第11条 条例第21条第1項ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第18条に規定する使用料について、条例第13条の規定により利用を禁止し、又は制限した場合は、利用の禁止又は制限に係る部分について全額を還付する。
- (2) 条例第20条に規定する使用料(以下「有料施設使用料」という。)について、条例第13条の規定により利用を禁止し、若しくは制限した場合又は雨天その他気象上の理由により有料施設の利用を禁止した場合は、利用の禁止又は制限に係る部分について全額を還付する。
- (3) 有料施設使用料について、使用期日の22日前までに、自己の都合により、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
- (4) 有料施設使用料について、条例第9条の規定により使用の許可を取り消した場合は、取消しに係る部分について全額を還付する。
- (5) 有料施設使用料について、有料施設の使用期日の21日前から前日まで(総合体育館については2日前まで)の間に自己の都合により、使用許可の取消しを申し出た場合は、半額を還付する。
- (6) 有料施設の附属設備、備品等の使用料について、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
- (7) 教室、講座等の受講に係る使用料について、教室、講座等の初回の期日の前日までに自己の都合により、受講の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
- (8) 教室、講座等の受講に係る使用料について、教室、講座等の初回の期日以後に自己

の都合により、受講の取消しを申し出た場合は、それ以後の受講ができなくなった日数に相当する額の半額を還付する。ただし、教室、講座等の開催計画日数の3分の2以上を経過した場合においては、還付しない。

2 使用料の還付を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分により公園施設使用料還付申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(1) 前項第2号又は第4号に該当する場合は、条例第2条第2項に規定する公園施設有料施設を含む。以下「公園施設」という。)を使用することとなっていた日から起算して10日に当たる日までに申請しなければならない。

(2) 前項第3号又は第5号から第8号までに該当する場合は、使用許可の取消しを申し出た日に申請しなければならない。

(取消料)

第12条 第3条第2項の規定により、予約システムに有料施設の使用許可申請内容を記録したものが有料施設の使用期日の21日前から前日までの間に、自ら当該予約内容を取り消した場合においては、使用料の半額に相当する額を取消料として徴収する。

(使用料の減免)

第13条 条例第22条に規定する使用料の減免措置を受けようとするものは、公園施設使用料減免申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

#### 第7章 雑則

(損害費用の負担)

第14条 公園施設の利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により公園施設若しくは器具を損傷し、又は紛失したときは、その復元に要する費用を負担しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

#### 1 抽選の方法により利用者を決定する施設とその申請期間

都市公園名	有料施設有料施設	抽選申込み期間	抽選日	抽選当選者使用申請期間	空き施設使用申請期間
中央公園	テニスコート スポーツ広場	使用日の属する月の2	使用日の属する月の2箇月前の20日	使用日の属する月の2箇月前の21日～28日	使用日の属する月の前月の1日から使用当日まで
浜工業公園	テニスコート 球技広場1 球技広場2	箇月前の10日～19日			
都市公園名	有料施設名使用区分		使用申請期間		
中央公園	管理棟	講習室 多目的室	使用日の属する月の一箇月前の1日から使用当日まで		
南公園	小体育館 会議室		使用日の属する月の一箇月前の1日から使用当日まで		
浜工業公園	管理棟	トレーニング室 集会室 会議室	使用日の属する月の一箇月前の1日から使用当日まで		